

《令和6年度 児童発達支援事業 事業計画》

1. 支援内容を明確に伝え、保護者と共通認識を図る

- ・利用開始を親子療育からとし、関係機関からの情報に基づいて、身体・手指の使い方・人との関係性・コミュニケーション力等、実際の活動場面を通して、その子どもの強みと課題を保護者と共有し、療育における支援目標を達成するためのプログラムを共に考える。
- ・連絡ノートなどを利用し、丁寧かつわかりやすく療育の進捗や様子を保護者に伝える。また、保護者や関係機関が療育を見学する機会を増やし、子どもの様子について共有できるように努める。
- ・半年に1回、個別面談を実施し、子どもの成長や課題について共有する。

2. 関係機関との連携

- ・並行通園先(幼稚園・保育所)・医療機関との連携強化及び理学療法・作業療法・言語療法の訓練の場に職員が同席する。連携で得た情報をもとに、支援目標を立てる。支援内容の妥当性を定期的に確認する。
- ・様々な状況(例えば、就学後も支援が必要と思われる子ども及び家庭など)により、関係機関と情報を共有して必要に応じて相談機関につなげる。

3. 迅速かつ丁寧な対応ができるための体制作り

- ・さらなる専門性の向上を目指し、各職員が専門性やスキル向上に努める。
- ・各関係機関への支援協力体制の強化及び幅の広い職員体制の構築を目指す。
- ・BCPを運用し、安全かつ安心できる事業運営に取り組む。

4. 地域に根ざした事業所づくり

- ・広報及び情報の発信力を強化し、地域との連携を推進する。
- ・散歩や課外活動などを通じて住民交流を推進し、地域との身近な関係を築く機会を提供する。